

(議長)

はい、建設水道課長。

「建設水道課長」

先程、総務課長の方からもご答弁申し上げましたとおり、それぞれの課が関係するところもございませぬ。中でも、十分連携をしてですね、住民周知含めて、丁寧に対応していきたいというふうに考えてございませぬので、ご理解を頂ければというふうに思ひます。

(議長)

以上で小野寺議員の一般質問を終わります。

以上で、今定例会に通告がありました一般質問は、全て終了いたしました。

これで、一般質問を終結いたします。

2時15分まで休憩いたします。

休憩 14:00

再開 14:15

(議長)

休憩を閉じて、再開いたします。

日程第6、報告第1号、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

報告内容については、お手元に配付のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号は終わります。

(議長)

日程第7、報告第2号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

報告第2号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、令和2年9月3日をもって専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、宜しくお願ひ申し上げます。

（議長）

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、私の方からご説明申し上げたいと思います。

議案書は14頁をお開き願ひます。まず、当事者でございますが、江差町と江差町民の方となります。事故の概要でございますが、財政課所属の公園管理人が町有地で草刈り作業をしていたところ、隣接地に駐車していた車両に石が飛び、ドアガラスを破損させてもでございます。また、座席に搭載してありましたチャイルドシートにガラスの破片が飛び散り、チャイルドシートにつきましても使用できない状態とさせてしまいました。大変、申し訳ございませんでした。

次に、和解及び損害賠償額につきましては、修理に係る費用を11万8,250円とし、町が加入している損害共済にて保障すること。今後、両者は如何なる名目を問わず、相手方に何ら請求をしないこと、としてございます。

最後に、事故防止の対応でございますが、自動車に限らずに、周りに何かあるような場合におきましては、板を立てるなど、小石が飛ばないように防止対策を講ずるよう、指示してございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上となりますので、宜しくお願ひいたします。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号を終わります。

(議長)

次に、日程第8から日程第16までの各認定議案について、令和元年度における各会計決算認定であります。

認定第1号、令和元年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第9号、令和元年度江差町水道事業会計決算認定についてまでの各会計認定の9議案について、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました認定第1号、令和元年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について及び、認定第2号から第8号までの令和元年度各特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第9号、令和元年度江差町水道事業会計決算の認定についてでございます。

9会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項及び、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めますのでございます。

認定第1号から第9号まで、ご審議の上、認定頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただ今、一括議題となりました、認定第1号から認定第9号までの各議案については、令和元年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの決算認定については、令和元年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

日程第17、議案第1号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」(補足説明)

それでは、私の方から議案第1号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案は、16頁、資料は1頁をお開き下さい。今回の改正内容は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の省令改正に伴いまして、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う、連携施設の確保について、先行利用調整等の様々な対応策により、卒園後も引き続き、教育保育の提供を受けることが出来る場合には、連携施設の確保を不要としたものでございます。また、保護者の疾病や障がい等により、養育を受けることが困難な乳幼児に対する、居宅訪問型保育の実施について、これまでも実施可能でありましたが、条例に明確化すべきとされたことから、これらの対応方針に沿った改正を行うものでございます。

ご審議方、宜しくお願ひしたいと思います。

(議長)